

# 令和元年度 第3回 富良野市景観計画策定委員会 議事概要

◎日時 令和元年6月3日(月) 午後1時30分～午後3時30分  
◎場所 富良野市保健センター2階 会議室  
◎出席者 策定委員会：西本委員長、福井氏、小林氏、小川氏、田澤氏、鎌田氏、藤本氏  
(欠席) 軽米副委員長  
事務局：稲葉総務部長、西野企画振興課長、入交企画振興係長、渡邊係員  
オブザーバー：建設水道部都市建築課 上野主査  
コンサルタント会社：(株)KITABA 安達、松田

## 1. 開会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 報告事項

### (1) 富良野市景観計画中間報告書について【別紙1】

(藤本委員)

- ・表やグラフ内の年号の表記が「平成32年」などとなっている。「令和」に修正しないのか。

(事務局)

- ・平成30年度時点の報告書であるため「平成」とするが、これ以降の文書については「令和」を用いることとする。

## 4. 協議事項

### (1) 富良野市の景観づくりの基本理念について【別紙2】

事務局案1 「ふらの双峰にいだかれた 田園共生都市」

事務局案2 「峰々の自然と営みが共生する みどりの国際都市」

(西本委員長)

- ・まずは提案を出した委員から、その理由をお願いしたい。

(藤本委員)

- ・前回の意見が反映させたフレーズを考えた。
- ・西本委員長の意見が整理されていて良いと思う。

(田澤委員)

- ・前回の意見に基づいた案である。

(西本委員長)

- ・前回出された意見として「暮らし」「自然」「共生」がキーワードとして挙げられたため、それらを組み合わせたフレーズとした。
- ・中心市街地の活性化の際に「ルーラル」と「アーバン」を合わせた田舎と都市の良さを併せ持った都市という意味の「ルーバンふらの」というキーワードを用いた。

- ・田舎の良さと都市の快適さどちらも併せ持っているという表現ができると良い。

(鎌田委員)

- ・「自然」「暮らし」というキーワードが共通していると思う。
- ・「自然」という定義があいまいであるが、里山や畑など人の手の入ったものも「自然」と言っても違和感はない。

(小川委員)

- ・「快適田園都市」は漢字が続き固い印象があるが、一連のフレーズとしては良い。

(小林委員)

- ・「快適」というフレーズが他に良い言葉がないかと思う。
- ・「ルーバンふらの」を差し替えて入れても良いのではないか。

(福井委員)

- ・田澤委員の「峰々の自然と営みが共生する 田園都市ふらの」がよいのではないか。
- ・山に囲まれている景観が富良野らしさを感じるため「峰々」という言葉が入ると良いのではないか。

(西本委員長)

- ・「ルーバンふらの」というフレーズは富良野市の中心市街地活性化の方ではよくつかわれる言葉であり、行政施策の中でも共有されつつある。

(田澤委員)

- ・「快適」という言葉に違和感がある。
- ・これから海外の方も入ってくることを考えると「快適」という言葉が入っていると良い。

(西本委員長)

- ・ただの田舎ではないという感じを出すため、「快適」というフレーズを入れた。
- ・富良野市らしい地域特性をとらえると「峰々」は入れても良いのかもしれない。
- ・「峰々の自然と暮らし」「共生」「田園都市」が入るとよいのではないか。

(藤本委員)

- ・「共存」と「共生」で言えば、「共生」という言葉を使った方が良い。

(西本委員長)

- ・「峰々の自然と暮らしが共生する田園都市ふらの」が良いのではないか。

(全員)

- ・異議なし

## (2) 届出の対象となる行為について【別紙3】

(西本委員長)

- ・「自然環境をまもる条例」を引き継いだものとなる。
- ・富良野圏域での統一感を重視したものとなる。
- ・「超える場合に届出をお願いする」という規制・誘導の手法となる。

(福井委員)

- ・神奈川や横浜は厳しく、届出を出しても通らないことも多く、さまざまな手段をつかって勧告され、プロジェクトがなかなか進まないこともあるそうだ。
- ・市街地における規制と田園における規制はメリハリをつけても良いのではないか。
- ・東川は規制が3mで届出対象である。グリーンヴィレッジという住宅地では建築緑化協

定が決められており、色彩もマンセル値で規制しているところもある。規制が厳しいところが最も売れていて、価格も高いことから、規制することにより場所の価値を高めることができる。

- ・エリア別にするのであれば、農村地帯など現状を踏まえても厳しくかけることが出来そうところにはできるだけ厳しくかけた方が、景観を守り、場所の価値を高めることができると思う。

**(事務局)**

- ・届出であがったものに対して、景観形成基準を照らし合わせ、適合・不適合を判断する。
- ・今までの「らしさ条例」では届出自体を挙げてこない業者も多くあり「らしさ条例」はお願い条例だったので、罰則などもできなかった。しかし景観法に基づく景観計画ができると勧告を行うことができる。

**(小林委員)**

- ・「らしさ条例」に基づいて良いのではないか。
- ・東川町などの厳しい基準がそぐわないと思うので、丁度良い。

**(小川委員)**

- ・農業的な視点から言うと、1,000㎡を超える牛舎が立てられることもあるので、福井委員が発言したように、酪農が行われているエリアは許容してもらいたい。
- ・高さの10mは問題ないと思うが、200頭以上の牛を飼うとなると1,000㎡を超えてしまう。
- ・牛舎であるので、景観を阻害するようなものにはならないと思われる。

**(鎌田委員)**

- ・北海道の基準より厳しくなっているので問題ないと思う。

**(田澤委員)**

- ・開発行為で「らしさ条例」では特定地域は1,000㎡以上、それ以外は3,000㎡以上となっている。北の峰地区で農地や山林が開発されている。これらは用途変更がされてからの面積という認識で良いか。

**(事務局)**

- ・農地から用途変更がなされ、開発できる状態になってから届出を受けることになっている。

**(藤本委員)**

- ・第一関門として「らしさ条例」も勘案されており、富良野圏域での景観に配慮した事情も理解できたので問題ない。

**(3) 景観形成基準について【別紙4】**

**(藤本委員)**

- ・大方の内容は問題ないが、抽象的な表現が多いように感じる。
- ・勧告を受ける側の立場として考えると、具体的な数値などがないと検討がしにくい。
- ・たとえば、「発光を伴うもの」などは具体的な基準を設けないとどの程度が景観を阻害するものかなど分かりにくいので、基準を詰めていく必要がある。

**(田澤委員)**

- ・五条通などの商店街の一部ではシャッターの色を統一しているが、農村地帯ではどこま

で統一感などに配慮してもらえるか不明である。

- ・屋根の色などは降雪の対応などもあり、ある程度意匠の統一はされているところはあるが、色の基準などもあった方が良くはないか。
- ・素材の色である程度の統一感が出るかもしれないが、それが中間色など景観に合った色であると良い。
- ・先日沖縄に行ったとき、壁の色が白で統一されていた。統一感があって、印象的だった。

**(西本委員長)**

- ・当別町などは屋根の色なども決め、誘導しているところがある。
- ・指定色などでどこまで決めることができるのか。
- ・インテリアとエクステリアは別であるという考え方がヨーロッパなどでは根付いているが、日本でそこまでの意識は根付いていない。

**(鎌田委員)**

- ・「発光を伴うもの」とはネオンのことかと思われるが、夜間に明かりがないのも寂しく感じるため表現を検討する必要がある。
- ・八幡丘に上がる道路沿いに便器や茶釜が飾られ、景観を害している。個人の趣味や権利をどれだけ規制することができるのか。
- ・たとえば、突然大きな仏像ができるなどがあると景観が壊されてしまう恐れがある。

**(小川委員)**

- ・おおむね問題ないが、富良野市で言えば広告物に気を付けるべきである。

**(小林委員)**

- ・色彩については具体的な数値を出した方がよい。

**(福井委員)**

- ・詳細な基準を作るやり方もあるが、ある程度の自由度を許し、見本となるような事例を示し、多様なやり方を認めていく方法もある。
- ・東川町はきれいな住宅地があるが、その側には産業廃棄物の集積場がある。逆に厚真町のルーラルビレッジは周辺環境の森は美しいが、住宅は壁面が派手なものがある。両方のバランスがとれるルールが必要である。
- ・景観形成でもっとも課題なのが、産業廃棄物が露出してしまうことである。目隠しをしたり樹木などで修景することを記載しても良いのではないか。

**(西本委員長)**

- ・沿道に産業廃棄物が見えてしまうことは観光地として美しくない。目隠しや修景を進めて行く必要がある。
- ・「こういうことをしてはいけない」というネガティブリストよりも「こういうものにしましょう」ポジティブリストで誘導していく方が良い。

**(事務局)**

- ・今回検討した基準は抽象的な表現が多いものであったが、実際に届出の処理を行う担当者にとっても分かりやすいようにより具体的な基準を検討することが必要である。
- ・良好な景観や景観を阻害しない建築物、工作物の見本となる事例を示しながら届出を処理していく方法が考えられる。
- ・基準としてはっきりと示しておくべきことがあれば、次回までに委員の皆さまからもご

意見をいただきたい。

- ・色彩や意匠などをポンチ絵などで見せている他都市の事例があれば整理して、次回の前に連絡をすることとする。
- ・鳥沼公園周辺の便器のオブジェについては、以前から市民から意見をいただいていたものである。条例などで対応することができるのかどうかも検討していく必要がある。

(藤本委員)

- ・便器のオブジェのような個人のトラブルは、条例をつくるということだけでなく、話し合いの場づくりなどの解決のプロセスが見えるようにした方が良いのではないか。一方的に規制してもこじれてしまうこともある。
- ・お互いの意見を調整できるようなコミュニケーションを取り合えるしくみをつくる必要がある。

(西本委員長)

- ・基準については一度持ち帰り、次回改めて検討することとする。

## 5. その他

### (1) 第4回富良野市景観計画策定委員会について

日時 令和元年8月下旬

場所 富良野市役所

## 6. 閉会